

先端酵素学研究所施設利用について

先端酵素学研究所の施設を利用するにあたり、徳島大学先端酵素学研究所施設管理規則第11条（雑則）に基づき必要な事項を定めるものとする。

（共通事項）

1. 利用期間は単年度とする。
2. 教授会での承認を得るものとする。
3. 利用申請書および誓約書を提出する。
4. 支払い済みの利用料金は返還しない。
5. 利用希望者が複数の場合、先端酵素学研究所所属の者を優先とする。
6. 上記「1.」～「5.」の他、所長が適当と認めた場合は利用を承認することがある。

（共同利用実験機器にかかる施設利用手続き）

1. 利用に供するのは、共同利用実験機器を設置している下記施設とする。
 - ・先端酵素学研究所A棟
 - ・先端酵素学研究所B棟
 - ・藤井節郎記念医科学センター共通機器室1，2。
2. 利用時間については、平日6時から21時までとする。
3. 研究所内教職員の利用については、分野等毎に現員リストを作成し、先端酵素学研究所事務室へメールで提出するものとする。利用者は施設利用が不要となった場合は、速やかに解除手続きを行うものとする。
4. 研究所外の者の利用については、利用者が毎月10日迄下記申請等を行うものとする。
 - （1）ウェブ申請
 - （2）誓約書の提出
 - （3）機器利用申請尚、利用者の施設利用が不要になった場合は、利用者が速やかにウェブ申請で解除手続きを行うものとする。
5. 「3.」および「4.」の詳細については、先端酵素学研究所ホームページ (<http://www.iams.tokushima-u.ac.jp/equipment/>) に記載する。

（施設利用手続き）

1. 利用に供する施設は、先端酵素学研究所A棟、B棟の共同利用施設（共同利用・共同研究オープンラボ、P3実験室等）とする。
2. 研究所外の利用者は、先端酵素学研究所の教職員等と共同研究を行っていることを利用条件とする。

3. 共同利用施設を利用するときは、その利用に係る責任者が「共同利用実験施設（オープンラボ等）利用申請書」または「P3実験室利用申請書」を利用しようとする月の2か月前までに提出するものとする。
4. 利用料金は、年度一括で使用開始日から2か月以内に納入するものとする。
5. 利用を取り止める場合は、速やかに担当者に報告し、担当者の指示に従わなければならない。

◇注意事項

- ・ A棟2階オープンラボの利用者は、1ユニット2名とする。
- ・ 施設点検表／利用スペース（各ユニット）について点検し、日々記載する。
- ・ 不動産監守計画実施票／毎月、指定日（第1月曜）に実施し、10日までに先端酵素学研究所事務室に提出する。
- ・ 廃棄物の分別・出し方／添付の表を参考に決められた日、時間に収集場所へ出す。

<本件担当および問合せ先>

先端酵素学研究所 矢野 内線：(蔵本) 2 5 4 8 / メール：m-yano@tokushima-u.ac.jp